## １．介護給付費と実質保険料

第５期計画の介護給付費は３年間で約 116%増加しています。

また、第１号保険料基準額は 4,250 円でしたが、実質保険料額は 4,431 円と基準額を上回っている状況です。

| | 平成 24 年度 | 平成 25 年度 | 平成 26 年度 | 合　計 |
|---|---|---|---|---|
| 居宅サービス費 | 380,683,686 円 | 425,141,603 円 | 460,208,650 円 | 1,266,033,939 円 |
| 地域密着型<br>サービス費 | 34,156,800 円 | 34,438,509 円 | 32,522,415 円 | 101,117,724 円 |
| 施設サービス費 | 307,755,108 円 | 333,069,703 円 | 355,384,787 円 | 996,209,598 円 |
| 居宅介護支援費 | 42,362,413 円 | 42,810,734 円 | 43,908,017 円 | 129,081,164 円 |
| 特定福祉用具購入費 | 972,446 円 | 980,660 円 | 1,323,473 円 | 3,276,579 円 |
| 住宅改修費 | 3,807,667 円 | 2,064,937 円 | 2,082,058 円 | 7,954,662 円 |
| 高額介護サービス費 | 15,629,748 円 | 17,162,462 円 | 17,279,644 円 | 50,071,854 円 |
| 審査支払手数料 | 761,400 円 | 790,714 円 | 735,540 円 | 2,287,654 円 |
| 特定入所者<br>介護サービス費 | 33,857,300 円 | 33,827,690 円 | 34,044,630 円 | 101,729,620 円 |
| 高額医療合算<br>介護サービス費 | 2,689,423 円 | 3,034,351 円 | 3,008,395 円 | 8,732,169 円 |
| ①標準給付費 | 822,675,991 円 | 893,321,363 円 | 950,497,609 円 | 2,666,494,963 円 |
| ②地域支援事業費 | 20,784,872 円 | 21,860,678 円 | 24,745,000 円 | 67,390,550 円 |
| 合計（①＋②） | 843,460,863 円 | 915,182,041 円 | 975,242,609 円 | 2,733,885,513 円 |
| 第１号被保険者<br>負担割合 | ２１％ | | | |
| 第１号被保険者数 | 3,484 人 | 3,583 人 | 3,722 人 | 10,789 人 |
| 実質保険料額 | 4,238 円 | 4,470 円 | 4,586 円 | 4,431 円 |
| 第１号保険料額 | 4,250 円 | | | |
| 全国平均保険料額 | 4,972 円 | | | |

※平成 26 年度は実績見込み額です。

## ２．第１号被保険者の保険料算定

### （１）保険料算定までのながれ

第１号被保険者の保険料は、標準給付費、地域支援事業費の合計額に応じて、以下の手順で算出されます。

#### ①第１号被保険者負担相当額の算出

第６期計画（平成 27 年度から平成 29 年度）の３年間の介護や予防にかかる費用の総額のうち、第１号被保険者が負担する額（全体の 22%）を求めます。

| |
|---|
| （標準給付費＋地域支援事業費） × 第１号被保険者負担割合（22%）<br>**＝第１号被保険者負担分相当額** |

#### ②保険料収納必要額の算出

介護保険制度全体の財政調整、安定運営のため「調整交付金」の要素を加味し、また介護保険料の引上げ幅を抑制するために「介護給付費準備基金」、「県財政安定化基金」を取崩す金額を差引き、予定される介護保険収納率で除すことで第１号被保険者がまかなうべき総額を算出します。

| |
|---|
| （第１号被保険者負担相当額＋調整交付金相当額－調整交付金見込額－町準備基金取崩額－<br>県財政安定化基金取崩額）÷ 予定保険収納率(0.99) ＝ **保険料収納必要額** |

#### ③保険料基準額（年額）の算出

第１号被保険者１人あたりの平均保険料（年額）を求めます。

| |
|---|
| 保険料収納必要額÷第１号被保険者数（所得段階別加入割合補正後）<br>**＝ 保険料基準額（年額）** |

#### ④保険料基準額（月額）の算出

第１号被保険者１人あたりの平均保険料（月額）を求めます。

| |
|---|
| 保険料基準額(年額)÷１２<br>**＝ 第１号被保険者１人あたりの平均保険料（月額）** |

## （２）介護給付費の推計

第６期計画における給付費の推計は、それぞれ以下のように見込みました。

■介護サービス給付費の推計

| | 平成 27 年度 | 平成 28 年度 | 平成 29 年度 |
|---|---|---|---|
| (1)居宅サービス費 | 450,932,000 円 | 410,115,000 円 | 438,114,000 円 |
| (2)地域密着型サービス費 | 39,294,000 円 | 106,386,000 円 | 138,025,000 円 |
| (3)施設サービス費 | 358,461,000 円 | 358,999,000 円 | 492,030,000 円 |
| (4)居宅介護支援費 | 43,074,000 円 | 44,689,000 円 | 45,437,000 円 |
| (5)特定福祉用具購入費 | 1,151,000 円 | 1,151,000 円 | 1,726,000 円 |
| (6)住宅改修費 | 1,881,000 円 | 2,069,000 円 | 2,276,000 円 |
| 小 計 （Ⅰ） | 894,793,000 円 | 923,409,000 円 | 1,117,608,000 円 |

■介護予防サービス給付費の推計

| | 平成 27 年度 | 平成 28 年度 | 平成 29 年度 |
|---|---|---|---|
| (1)介護予防サービス費 | 33,694,000 円 | 35,359,000 円 | 15,467,000 円 |
| (2)介護予防支援費 | 4,323,000 円 | 4,755,000 円 | 5,231,000 円 |
| (3)介護予防福祉用具購入費 | 181,000 円 | 181,000 円 | 181,000 円 |
| (4)介護予防住宅改修費 | 914,000 円 | 1,097,000 円 | 1,316,000 円 |
| 小 計 （Ⅱ） | 39,112,000 円 | 41,392,000 円 | 22,195,000 円 |

■総給付費

| 区 分 | 平成 27 年度 | 平成 28 年度 | 平成 29 年度 |
|---|---|---|---|
| 総給付費（Ⅰ）＋（Ⅱ） | 933,905,000 円 | 964,801,000 円 | 1,139,803,000 円 |

## （３）介護給付費の推計

第６期計画における標準給付費及び地域支援事業費を算出しました。

**■標準給付費**

| | 平成 27 年度 | 平成 28 年度 | 平成 29 年度 | 合計 |
|---|---|---|---|---|
| 総給付費 | 929,885,698 円 | 958,495,800 円 | 1,132,838,757 円 | 3,021,220,255 円 |
| 特定入所者介護サービス費 | 31,425,031 円 | 28,847,332 円 | 28,452,225 円 | 88,724,588 円 |
| 高額介護サービス費 | 18,500,000 円 | 18,500,000 円 | 18,500,000 円 | 55,500,000 円 |
| 高額医療合算介護サービス費等 | 3,500,000 円 | 3,500,000 円 | 3,500,000 円 | 10,500,000 円 |
| 審査支払手数料 | 750,360 円 | 756,600 円 | 766,480 円 | 2,273,440 円 |
| 標準給付費見込額 （Ⅰ） | 984,061,089 円 | 1,010,099,732 円 | 1,184,057,462 円 | 3,178,218,283 円 |

※総給付費は、一定以上所得者負担の調整後のもの。

※特定入所者介護サービス費等給付額は資産勘案調整後のもの。

**■地域支援事業費**

| | 平成 27 年度 | 平成 28 年度 | 平成 29 年度 | 合計 |
|---|---|---|---|---|
| 地域支援事業費 （Ⅱ） | 26,299,000 円 | 26,721,000 円 | 46,499,000 円 | 99,519,000 円 |
| 介護予防事業 | 8,880,000 円 | 8,952,000 円 | 28,380,000 円 | 46,212,000 円 |
| 保険給付費見込額に対する割合 | 0.9% | 0.9% | 2.4% | 1.4% |
| 包括的支援事業・任意事業費 | 17,419,000 円 | 17,769,000 円 | 18,119,000 円 | 53,307,000 円 |
| 保険給付費見込額に対する割合 | 1.8% | 1.8% | 1.5% | 1.7% |

| | | | | |
|---|---|---|---|---|
| 合 計 （Ⅰ＋Ⅱ） | 1,010,360,089 円 | 1,036,820,732 円 | 1,230,556,462 円 | 3,277,737,283 円 |

**合 計 （平成 27 年度 から 平成 29 年度）**

**（標準給付費見込額 ＋ 地域支援事業）**

**3，277，737，283円**

上記で算出した合計額に第１号被保険者の負担割合である 22%を乗じました。

| | 平成 27 年度 | 平成 28 年度 | 平成 29 年度 | 合計 |
|---|---|---|---|---|
| 第１号被保険者負担分相当金額 | 222,279,220 円 | 228,100,561 円 | 270,722,422 円 | 721,102,203 円 |

**第1号被保険者負担分相当額**
**（平成 27 年度　から　平成 29 年度）**
**721，102，203円**

（４）調整交付金について

前期高齢者と後期高齢者の人口割合や、所得分布による市町村間の不均衡を是正する交付金です。全国平均は 5%ですが、町では第６期計画において平均交付割合は 5.15％と見込んでいます。

| | 平成 27 年度 | 平成 28 年度 | 平成 29 年度 | 合計 |
|---|---|---|---|---|
| 標準給付費見込額 | 984,061,089 円 | 1,010,099,732 円 | 1,184,057,462 円 | 3,178,218,283 円 |
| 地域支援事業費 | 26,299,000 円 | 26,721,000 円 | 46,499,000 円 | 99,519,000 円 |
| 第１号被保険者負担分相当金額 | 222,279,220 円 | 228,100,561 円 | 270,722,422 円 | 721,102,203 円 |
| 調整交付金相当額 | 49,203,054 円 | 50,504,987 円 | 59,202,873 円 | 158,910,914 円 |
| 調整交付金見込交付割合 | 5.18% | 5.10% | 5.18% | － |
| 後期高齢者加入割合補正係数 | 0.9975 | 1.0012 | 0.9976 | － |
| 所得段階別加入割合補正係数 | 0.9944 | 0.9944 | 0.9944 | － |
| 調整交付金見込額 | 50,974,000 円 | 51,515,000 円 | 61,334,000 円 | 163,823,000 円 |

| | |
|---|---|
| 町準備基金残額 （平成 26 年度見込） | 5,500,000 円 |
| 町準備基金取崩 | 5,500,000 円 |
| 県財政安定化基金交付金の取崩 | 0 円 |

**保険料収納必要額 （平成 27 年度　から　平成 29 年度）**
**（第１号被保険者負担相当額＋調整交付金相当額－調整交付金見込額－町準備基金取崩額－財政安定化基金取崩額）÷収納率（0.99）**
**717，868，805円**

### （５）町準備基金の取崩しについて

高齢者の増加に伴いサービス利用者が増加し、給付費が増加する見込で、保険料の上昇は避けられない状況です。

第６期計画の保険料算定においても、保険料抑制のため準備基金 550 万円取崩します。

### （６）財政安定化基金の取崩しについて

財政安定化基金とは、町の介護保険財政が介護給付費の増加や収納率の低下等で赤字にならないために県が設置している基金のことです。

第５期計画では、この基金を取崩して保険料の上昇を抑制しましたが、第６期計画では取崩しの予定はありません。

### （７）所得段階別人数

平成 26 年７月の所得段階別人口をもとに、平成 27 年度から平成 29 年度までの所得段階別人数を見込みました。高齢者の増加に伴いサービス利用者が増加し、給付費が増加する見込で、保険料の上昇は避けられない状況です。

| | | 所得段階別加入者数 | | | |
|---|---|---|---|---|---|
| | | 平成 27 年度 | 平成 28 年度 | 平成 29 年度 | 合計 |
| 非課税世帯 | 第1段階 | 675 人 | 686 人 | 694 人 | 2,055 人 |
| | 第2段階 | 246 人 | 250 人 | 253 人 | 749 人 |
| | 第3段階 | 183 人 | 185 人 | 187 人 | 555 人 |
| | 第4段階 | 767 人 | 778 人 | 787 人 | 2,332 人 |
| 課税世帯 | 第5段階 | 481 人 | 489 人 | 495 人 | 1,465 人 |
| | 第6段階 | 575 人 | 582 人 | 589 人 | 1,746 人 |
| | 第7段階 | 406 人 | 412 人 | 417 人 | 1,235 人 |
| | 第8段階 | 287 人 | 292 人 | 296 人 | 875 人 |
| | 第9段階 | 177 人 | 181 人 | 183 人 | 541 人 |
| 計 | | 3,797 人 | 3,855 人 | 3,901 人 | 11,553 人 |
| 所得段階別加入割合補正後被保険者数 | | 3,780 人 | 3,838 人 | 3,884 人 | 11,502 人 |

**第６期計画　第１号被保険者の介護保険料の基準額（月額）**

**５，２００円（第５期計画　４，２５０円）**

### （８）所得段階の設定

第６期計画では、所得水準に応じてきめ細やかな保険料の設定を行うため、また多くの自治体で特例段階の設置や、本人課税所得層の多段階化をしている現状を踏まえ、段階設定を現行の「７段階」から「９段階」に見直します。

なお、非課税世帯者（第１段階から第３段階）については、新たに公費による軽減の仕組みを導入し、更なる負担軽減を図ります。

| | 段　階 | 対象者 | 基準額に対する割合 | 保険料 | |
|---|---|---|---|---|---|
| | | | | 月額 | 年額 |
| 非課税世帯 | 第 1 段階 | ・生活保護受給者<br>・老齢福祉年金受給者で、世帯全員が住民税非課税の方<br>・世帯全員が住民税非課税で、前年の[合計所得金額＋課税年金収入額]が 80 万円以下の方 | 0.45<br>(0.3) | 2,340 円<br>(1,560 円) | 28,100 円<br>(18,800 円) |
| | 第 2 段階 | ・世帯全員が住民税非課税で、前年の[合計所得金額＋課税年金収入額]が、80 万円超 120 万円以下の方 | 0.75<br>(0.5) | 3,900 円<br>(2,600 円) | 46,800 円<br>(31,200 円) |
| | 第 3 段階 | ・世帯全員が住民税非課税で、前年の[合計所得金額＋課税年金収入額]が、120 万円超の方 | 0.75<br>(0.7) | 3,900 円<br>(3,640 円) | 46,800 円<br>(43,700 円) |
| | 第 4 段階 | ・世帯に住民税課税者がいるが、本人は住民税非課税で、前年の[合計所得金額＋課税年金収入額]が、80 万円以下の方 | 0.9 | 4,680 円 | 56,100 円 |
| 課税世帯 | 第 5 段階 | ・世帯に住民税課税者がいるが、本人は住民税非課税で、前年の[合計所得金額＋課税年金収入額]が、80 万円超の方 | 1.0 | 5,200 円 | 62,400 円 |
| | 第 6 段階 | ・本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が、120 万円未満の方 | 1.2 | 6,240 円 | 74,800 円 |
| | 第 7 段階 | ・本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が、120 万円以上 190 万円未満の方 | 1.3 | 6,760 円 | 81,100 円 |
| | 第 8 段階 | ・本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が、190 万円以上 290 万円未満の方 | 1.5 | 7,800 円 | 93,600 円 |
| | 第 9 段階 | ・本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が、290 万円以上の方 | 1.7 | 8,840 円 | 106,000 円 |

※（　）は、平成 29 年４月からの保険料率及び保険料額の見込み。

（９）一宮町・千葉県平均・全国平均における基準額の推移

単位：円

| | 第１期<br>（H12～14 年度） | 第２期<br>（H15～17 年度） | 第３期<br>（H18～20 年度） | 第４期<br>（H21～23 年度） | 第５期<br>（H24～26 年度） |
|---|---|---|---|---|---|
| 一宮町 | 2,100 | 2,150 | 3,300 | 3,700 | 4,250 |
| 千葉県 | 2,700 | 2,872 | 3,590 | 3,696 | 4,423 |
| 全　国 | 2,911 | 3,293 | 4,090 | 4,160 | 4,972 |

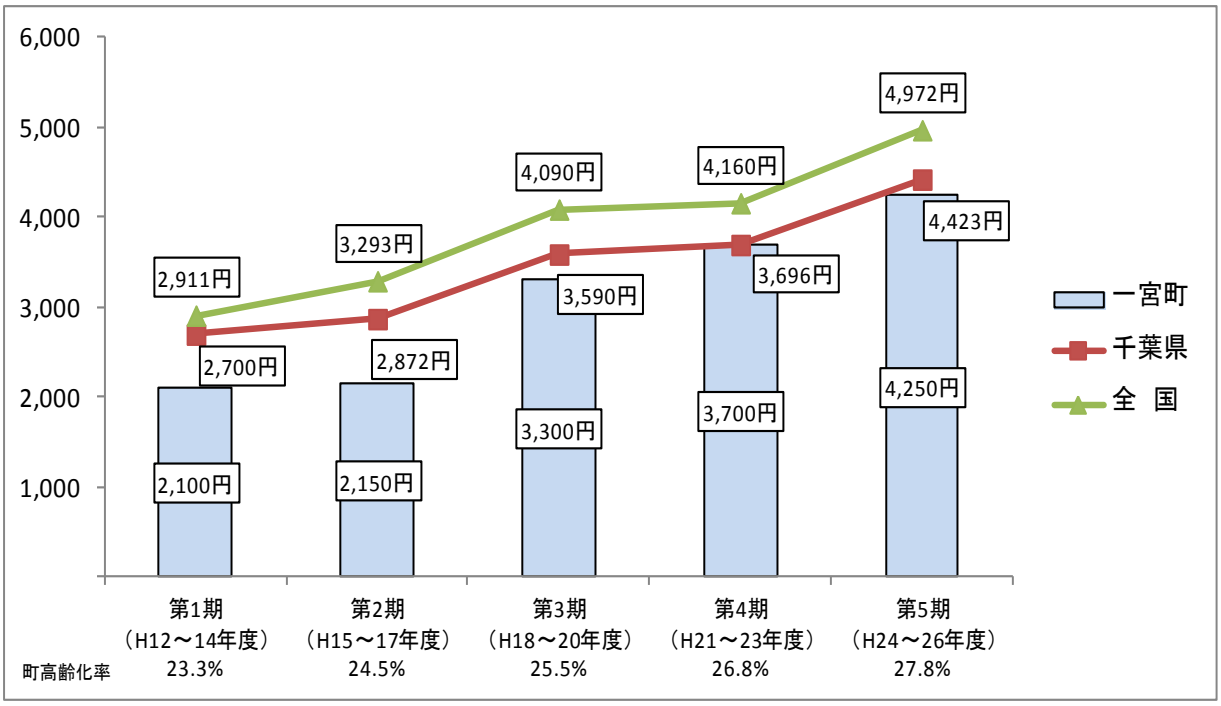


※ 参　考

基準見込額

第７期計画（平成 30 年度～32 年度）　6,983 円

第９期計画（平成 36 年度～38 年度）　8,057 円